

第62回滋賀県薬事審議会 議事概要

●日時

平成26年5月23日(金) 14:00~16:00

●会場

滋賀県大津合同庁舎 7-A会議室

●出席委員

一川暢宏 委員、清水房枝 委員、赤路健一 委員、越智眞一 委員、寺田智祐 委員
増田 豊 委員、竹本京子 委員、大原克彦 委員、大原真理子 委員、西山順子 委員
尾崎恵美子 委員、前川貴司 委員

●欠席委員

大橋淳一 委員、大橋茂樹 委員、藤原麻美 委員

●オブザーバー出席者

大北正人 オブザーバー

●事務局

多胡健康医療福祉部長、岡本薬務感染症対策課長、市田参事、中村副参事、北川主幹
横山副主幹、伊藤技師、桂囑託員

●会議次第

審査事項

滋賀県薬局開設等許可審査基準および指導基準について

報告事項

平成26年度薬事関係事業の概要について

その他

薬事法等の一部を改正する法律の概要について

●発言要旨

議題 滋賀県薬局開設等許可審査基準および指導基準について 事務局から資料1-1および1-2について説明

議長:

それではただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

今回の改正は、いわゆるインターネットで一般医薬品を販売するということに伴ってのものですけれども、何かそれについてご意見ございませんでしょうか。

委員:

(意見なし)

議長:

では、スイッチOTCで、変わった直後原則3年間是对面販売をしないといけないということと、もうひとつは劇薬については期限はあるんですか。

事務局:

劇薬につきましては、その扱いが特殊であるという観点から、特に期限は設けず、要指導医薬品として残ることになっております。

議長:

では、それは事実上、インターネットで販売することはできない。

事務局:

はい、できないことになっております。

委員:

基本的に一般用医薬品が全てネット販売が可能だというような理解でよろしいかと思うんですが要指導医薬品に関しては対面販売ということで、確か25品目あると聞いていますけど、これから3年たったらスイッチOTCがネット販売が可能になってくるということで、その25品目が増えるのか、その辺の見込みはどうなんでしょう。

いわゆる医療用医薬品からスイッチOTCにちょっとずつでも変わってくる、その辺のことはどうか。ある程度来ることは思っているんですけども、医療用から。

事務局:

基本的にはスイッチしてから3年間は要指導医薬品として指定をしてネット販売はできないという予定となっております。今後どのようにっていくかということですが、実際今パブリックコメントが国の方で募集されており、成分で言うと16成分ほどがパブリックコメントにかけられております。劇薬については5品目ほどかかっておりますが、今後も方針としては、おそらく告示で厚生労働大臣が指定する要指導医薬品という扱いですので、今後このパブリックコメントが終われば告示で示される予定ですので、今後増えていくものについては、かならずパブリックコメントで一般の方々のご意見も聞いた上で薬事食品衛生審議会にかけて指定していくという方向になろうかと思えます。今後これが増えていくのかそれとも頭打ちになっていくのかということについては、現時点では特にそういった情報がきておりませんが、少なくともパブリックコメントを実施した上で、勝手に指定するということにはならないと認識しております。

議長:

それでは他に今回の改正につきましてご意見等ございましたらお願いしたいと思います。

委員:

今薬局の構造設備の件で色々ご説明していただいたのもしかしたら説明されているのかもしれないですけど、教えていただきたいのは、インターネット販売をやろうとしている薬局は新たに届け出とかそういったことが必要なのかどうか、すでに薬局の許可を得ている薬局は全てそういったことができるのかどうか、教えていただけますか。

事務局:

現行法の中で郵便等販売という規定があり、これは第3類医薬品とか、限られたもので、今回問題となっている第1類、2類は現行法ではネット販売できると言われていないんですが、現行の郵便等販売という表現をまず特定販売というふうに改めて、新たにインターネットで販売できるルールを設けたということになっています。現在ネット販売している薬局については原則引き続き行うことができるんですが、ただルールというものが定められておりますので、そのルールに則った上で、できるということになります。現在おこなっていますという薬局であったとしてもインターネットで掲載するルールというものを守らないと販売はできないということになるのと、特定販売のみを行う、要はインターネットの販売だけをしている、店は閉店していますが、閉店後もインターネットのメールチェックなどをして医薬品の対面によらない販売は続けていますという時間がある場合は改めて薬局とか店舗販売業にはただちに法施行後6月12日以降に行政に届けるようにという規定が一つ設けられております。店を閉めている状態で、ネットにおいて医薬品の販売を行っている店舗、薬局においては、行政が店が閉まっているので立ち入ることができない状況になります。またその時間であっても適切な情報提供をおこなってもらえなかったというような購入者からの苦情が入ってくることがありますので、閉店時においても行政が適切な監視指導を行えるような構造を設けなさいということが施行規則の中で言われており、具体的には都道府県知事が定めなさいということになっております。店舗内に専門家が情報提供を行える体制で常駐しているという事実がただちにわかるということでデジカメで撮影した映像を電子メールで行政機関に送っていただいて、そのメールの内容を確認し、電話をして、こういう苦情が入ってますという対応を取れるんじゃないかということで、一定の設備を設けると。店を閉めた後も特定販売のみを行っている時間のある薬局や店舗については、その時間帯を届け出なさいというのと同時に、こういった設備で行政の監視指導が行える体制を担保しますかという設備の届け出もあわせてさせていただきます。それと許可を取っている薬局や店舗販売業の名称と、インターネットで掲示している名称が異なる場合がありますので、許可を取っている名称とインターネットで掲げる店舗の名称が異なる場合には、それについても法施行後ただちに行政機関に届け出なさい、この3つについて、特定販売のみをおこなう時間と、その時間帯における行政の監視指導を担保するやり方、それと店舗の名称が許可の名称とインターネット上で異なる場合、この3つについては現在郵便等販売をおこなっている薬局や店舗においてもただちに届け出なさいということになっております。

委員：

その郵便等販売をおこなっているのは、普通の町にある薬局は全てやっているわけではないですよ。普通のそういうことを行っていない薬局はどうでしょうか。

事務局：

新たに行う場合については、変更届を提出し特定販売に関する情報、特定販売のみを行っている時間、その際にどういった構造設備を担保できるのか、店舗の名称が許可名称と違う場合、この3つについては変更届の中に書いて出していただくことになります。

委員：

変更届を出せば、薬局はインターネット販売が可能になるという事ですね。

事務局：

そうです。現行の郵便等販売といった特定販売を行う届出というものがもうございませんので。許可申請の際に特定販売を行うかどうかという意思表示を記載することになっています。今後新しく許可を取られる薬局や店舗販売においては、許可申請の際に特定販売に関する情報を申請の添付資料とし、現状の薬局や店舗販売業が新たに特定販売を行う場合は、現在の許可内容の変更ということになりますので、変更届での対応という事になります。

議長：

それでは他にご意見ございませんでしょうか。

委員：

今までにもネット販売で1類とか2類とか正直買えたわけなので、今の説明で、例えば真面目な薬局と普通の薬局は問題なくて、悪質業者をいかに取っ払っていくかという問題の中で、店を閉めてネット販売をやっている時間帯にお客さんからクレームがあったら対応しますということだったんですけど、クレームとしては薬務課の方に話がいくんでしょけど、薬務課の体制として、店が閉まっている時間は勤務時間じゃないですよ。ここに書いている一番の問題として、次の日の朝になってからでは、検証にも何もならないですよ。じゃあ具体的に法律をこういうふうにした時に、そちらの体制をどのようにお考えになっておられるのか、初めに厳しくやらないと、悪質な業者が手ぐすね引いて待っているような気がするんですけど、その辺のご意見をお伺いします。

事務局：

われわれも保健所の職員も、勤務時間というものが定められている中での業務になります。ただ今回の法律の改正の中で、販売記録をつけなければならないという事になっていますので、インターネットで販売した場合には、必ず必要な情報提供、患者様の情報ですね、今現在かかっている病気がないとか、性別年齢、それと妊娠の有無であるとか、医薬品を服用する上で必要な情報、対面販売の際に確認しなければいけない情報というのを、まず店舗側が患者から聞き取った上でさらにこの薬に関してはこういう注意事項がありますよという事をメールでやり取りをしないといけなく、そのメールでやり取りした記録というものを残さないといけません。行政の方に次の日の朝にでもメールや電話等で苦情の申し立てがあるかと思いますが、その際にはまずは事後にはなりますがそういった販売体制が常に取りられている薬局や店舗であるかどうかについては、後で確認することができますので、まずはその部分を確認させていただきます。それにもかかわらずその時間帯、夜の時間帯に勤務している薬剤師のシフト表に実績がない、勤務している実態がない、という確認ができるようであれば、専門家が介在せずに医薬品の販売、授与が行われているという事実になりますので、その事実を持って行政の方で厳しく指導することになると思います。またあまりに悪質な場合、法律の目をかいくぐっているという疑いのある業者についてはやはり時間外に必要な応じて対応はしなければいけないと考えておりますので、そのあたりは状況を見て対応していきたいと考えております。

議長：

よろしいでしょうか。その他これに関しましてご意見ございませんでしょうか。

よろしければ議決に入りたいと思います。ただ今説明いただきました滋賀県薬局開設等審査基準および指導基準ですが、これにつきまして、案のとおり改正することとしてよろしいでしょうか。

特に御異議がないようですので、改正して差し支えないものとしまして、これからの手続き関係について事務局からご説明お願いいたします。

事務局：

本日、ご審議いただきました滋賀県薬局開設等審査基準および指導基準につきましては、所定の手続きが済み次第、改正を行うということにさせていただきます。

議長：

それでは次の報告事項です。平成26年度薬事関係事業の概要について、事務局からご説明をお願いします。

議題 平成26年度薬事関係事業の概要について 事務局から資料2について説明

議長：

ただ今の説明に対して、何かご意見ご質問ございましたらお願いいたします。

委員：

冒頭で、県民のセルフメディケーションの意識の向上、自分の命は自分で守るということをおっしゃっていただいたんですが、そのことに関して消費者は、知識の高い方から、一般の主婦、若年者、ご高齢の方々と色々おられると思うんですけども、その方々に特定販売とか、薬を身近に手に入れられるというような風潮が広まっているということにおいて、消費者教育の立場で、横断的に県内の消費者行政の関わりと一緒に消費者教育ももっともってやっていかなければならないと思うんですが、その点についてちょっともう少し薄いんじゃないかなと思うので、その所を聞いてみたいと思います。

それからもう一つは配置販売業者の低迷という、この文言がすごく失礼だと思うんです。配置販売業者でなくて、販売業の低迷じゃないかなと思うんですが。

それから最近亡くなった私の祖父は薬を毎日21粒ほど飲んでいました。先ほどお聞きしたところ、病院薬剤師と薬局薬剤師の連携を図ると書いていただいているんですが、おじいちゃんは飲まされるままに飲んでる。その薬をもらいに行く者はおじいちゃんではなく家族の者である。家族の者が血圧が高いんですねとか、便を緩くする薬も出てるんですね、とか薬局で言われても何もわからない。その連携というのは本当にうまく取られているのかなという事を思います。消費者目線でいくと、大学の先生とか、薬業の専門家の方々はわかることでも、一般消費者にとってはまだまだわからないことがいっぱいあるので、そのところをわかりやすくしていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長：

大きく3つあったと思うのですが、ご回答していただけますか。

事務局：

確かにネット販売ですと、薬を手軽に入手できる可能性もあると思うんですが、情報提供とか

販売記録というものを、今回の改正にともない、記録の保管も義務付けられておりますので。消費者に対する教育ということでは、今学校の方でも薬に対しての授業も始まっているのではないかとと思うんですが、確かに消費者に対する啓発ということには、行政としても進めていきたいと考えております。

事務局：

配置販売業者の低迷というところですが、配置販売業者数が減少傾向にあるのでこのような記載をしております。確かにそういう部分も今お聞きして感じておりますので、配置販売業というふうに訂正させていただきたいと思っております。

事務局：

病院薬剤師と薬局薬剤師の連携ということですが、在宅ということで、実際薬局に行かれるのは家族で、本人は家で寝ておられるということもありますが、最近では薬局から薬の指導ということで、薬局から自宅の方に薬を持って行かれてそこで指導されるということも浸透してきているのではないかと思っております。

委員：

病院薬剤師の人たち、病院で処方されるとき薬剤師が存在されるということ自体が私たちは知らなかった。病院で処方されたらそのまま薬局に行ってお薬をもらう。先生と薬局の間にワンクッションあって、そのワンクッションの機能が果たされているのかなと、消費者として疑問を持ったんです。

事務局：

病院薬剤師と薬局薬剤師の連携というところで、今薬剤師会さんの方で、私たちは薬薬連携と言う言い方をしているんですが、病院の薬剤師と薬局の薬剤師が色んな連携を取って、患者さんにいかに適切な薬物療法をやっていただけるかということは今取り組んでいただいています。県の方も今、保健医療計画で、いわゆる適切な薬物療法を患者に提供できるように努めると明記されておりますので、平成26年度は連携を図るということで、薬剤師会に、病院で出された院外処方箋へのさらなる病院の薬局からの情報提供ができるような、そしてその情報提供を持って今度は薬局の薬剤師が調剤するという仕組み作りの事業を調整しているという状況です。病院の医師が処方したものを薬局の薬剤師が処方するんだから、病院の薬剤師は関わりないんじゃないですかというところをおっしゃったと思うんですが、そこでそういった情報提供をして、いかに適切な薬物療法をこれから推進していくかというのは、これからの私たちの取り組みということでご理解いただきたいと思えます。

委員：

滋賀県の中で病院に勤務する薬剤師はだいたい400人くらいいます。病院薬剤師の主な仕事は、入院患者に対するお薬、例えば注射剤とか、輸液とか、あるいは入院中に飲まれる内服薬の処方の調剤をしてチェックといった薬剤業務が中心になってきています。現在は外来での薬の取扱いというのはほとんど院外処方箋になっていっていますので、外来でのドクターと、保険薬局での薬剤師との情報という形になっています。ここでいう連携というのは、例えば外来で抗がん剤の

治療を受ける患者さんが増えてきて、そのまま薬局に行かれる時に、どういう抗がん剤の治療を受けておられるのかということで、薬局の薬剤師がそういう情報がないと、なかなか指導とか適切なアドバイスもできないということで情報提供をするとか、退院する時にどういう治療を受けていたのか、退院時の処方とか入院中にどういふ副作用があつて、引き続き薬局の方で継続的な指導をしてほしいとか、そういった連携を深めて、シームレスな患者さんのケアをしていくというかたちで、なかなか消費者の方から見えないという状況であるんですけども、そういった活動も含めて、例えば病棟に薬剤師の顔写真を貼ってこういう活動をしていますというかたちでアピールするにはしていますが、今のご指摘のようにまだまだ見えないということで、引き続き活動を続けていきたいと思ひます。

委員：

在宅医療においては原則的に病院で処方されたものを踏襲することになっております。門前薬局という言い方が久しいと思ひますが、多くの患者さんは自分のかかっている病院の近所の薬局でもらつて帰つてこられる。近所のかかりつけ薬局でもらうという本来の医薬分業とは異なつた形態というのが横行しているのが事実だろうと思ひます。本来医薬分業というのは、かかりつけ薬局、どこの病院にかかろうか、何医院にかかろうか、一つの所でもらうというのが原則であろうかと思ひますので、そういうことがまだ浸透していない。むしろ病院は先進医療をやっているわけですから、特殊な薬剤というのは病院の門前薬局でないと手に入らないということで、門前薬局でやっているというのが事実、現実であろうと思ひます。入院中もそういうことで病院からそれが出ている。がんの場合、がんのパスを出す。どういふお薬を出して、どんな副作用があるということまで全部、患者さんも一緒になつた、お薬の情報を共有するというこゝで、シームレスな治療が続けられるようにしているということが一つ。それから病気につきましてはおくすり手帳をやつぱり常に持つて行つていただくと、どういふ疾患に対してどういふ薬が出ているかということはお家の方でも絶対わかるはずですので、またそういう書き方もしてくれていると信じております。お家の方も患者さんのすぐ横にいる方としての役割がありますので、お薬についても少なくとも文字を読んで、これはなんだということをかかりつけ薬局で尋ねられるという、また尋ねやすい雰囲気薬局が担つていただくということが一番大事なことだと思ひるので、それから主治医、かかりつけ医に聞いていただくというのが大事なことですので。

委員：

お話ございましたように、退院時に共同のカンファレンスをやろうということで、病院に入院されていた方が在宅で療養される時に、お薬のどういふ薬物療法をされているのかということをお患者さんのお家族、患者さんも交えて、ドクター、そして訪問看護師、病院薬剤師、開局薬剤師が一体となつて、シームレスというか、連続の中で安心してお薬を飲んでいただけるように、ということをお今おすすめしております。色んな医療機関を受診しているという場合も当然外来でもあると思ひますが、おくすり手帳で、例えばA院、B院の薬はこうであるとチェックし、患者と共に安心してお薬を使つていただくということで今やっておりますので、ご不明な点わからない点は尋ねていただければありがたいと思ひているところですので、よろしくお願ひいたします。

議長：

よろしいでしょうか。

委員：

薬局、薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業ですが、お薬を飲むということはどこか病気、健康じゃないからお薬を飲まれるわけで、これはおかしいのでは。健康じゃないから薬を飲むわけで、誰が健康じゃないと判断するんでしょう。医療の場から言うと非常にとんちんかんなお薬を飲んでおられる方があります。薬店で買われて。やめさせたら症状がなくなったという経験もあるんです。セルフメディケーションといういい言葉はあっても非常に危険な事業と言わざるを得ないんじゃないかと。もうちょっと文言を変えるか、適正なセルフメディケーションというか、おかしいと思ったらまず受診をして、原因をはっきりさせてから、保険を使うか、セルフメディケーションをするか、そのあたりの判断というものをやっていただくといいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。ビタミン剤でもきかないから倍々ゲームで飲んでいくというばかげたことがまだまだあるんですよ。いわゆる調剤薬局であるとかまともな薬剤師のおられるところはそういう指導はしないんですが、売らんかなのところは、効かないと言ったら倍飲んでください、不思議な水おまじないのある水を飲んだらよくききますよというまやかし商法があります。慎重にこの運動は進めていただかないとえらいことになると思います。

委員：

今のことでですけど、当然薬局ではちょっとおかしいなと思えばすぐに受診勧奨をおこなうと。病院に何かあれば行っていただく、これは基本だと思いますが、何かあった時にまずゲートとしての薬局をお使いいただいて、それを正しく受診勧奨に結び付けていくというのが私どもの役目であると思っています。

議長：

薬剤師の重要な仕事の一つに受診勧奨というのがあると思うのですが

委員：

よくわかります。良心的な薬剤師で、良心的な利用者ということであれば、相談をした上でお薬を買われると思うんですが、人によってセルフメディケーションという言葉が一人歩きしていくんですよ。皆さんは良心的な利用者で良心的な薬剤師を前提に話を進めておられますが、現実是这样じゃないんですよ。

議長：

ちょっと難しい問題ではありますが、基本的には薬剤師会でやられているのは、さっきお話しになった線だと思いますけど。

委員：

理解しております。

議長：

それでは他に何かございませんでしょうか。

委員：

ジェネリックの問題なんですが、後発医薬品、これも現場からの私の実感を言わせていただくと、ほとんどジェネリックでは問題は起こらないだろうということで、ジェネリックに変更可ということで処方箋を出しております。ただ、一部の薬剤、ジェネリックとしてもちょっと下のランクの薬で、思いもかけない、副作用とは言わないけれども舌がピリピリするとか、同じ問題が上がってきている薬剤があります。そういうのをどのようにチェックしていくか、チェックしていく機構がどのように働くかです。

委員：

今のジェネリックのことですけれど、確かに基本的に同等というようなところで問題は私もないというふうに思います。ただお薬ですから、どういうことが起こるとかというのはやはりわからない、わからないというのはいい加減なんですけど、飲んでいただいて、出るということも100パーセントないとは言えないので、そういうピリピリということもあり得るという前提で、もしそういうことがあれば積極的に、国の方に機関がありますので、副作用が可能性としてあるということをお願いするのが一番いい方法ではないかなと思います。ただ、それによって怖がってジェネリックはいらぬということも、それはちょっとおかしいということもありますので、まず添加物にしても、基本的には日本の国が認めた添加物を使っておりますので、そんなにどうこういうことは私はないと思います。ただジェネリックのいい面もあり、例えば先発が出て、先発よりも粒が小さくて飲みやすいとか、味が飲みやすくしているとか、口の中で溶けやすいとか、色んな改良を加えておられますので必ずしもジェネリックが劣っているということではないと思います。ただ、副作用が出ないとも限らないということも否定はできないので、医薬品医療機器総合機構に言っていただければありがたいと思います。積極的にそういうことは言っていただいた方がありがたいと思っております。

議長：

後発医薬品については、かなり現場の薬剤師に任されている部分もありますので、どうかよろしくをお願いします。

事務局：

ジェネリックの品質確保事業のところですが、全国的にジェネリック医薬品の品質確保事業というものをしており、ほとんどの都道府県が参加しております。例えばある成分名の全ジェネリック製品について、全てのジェネリックメーカーが発売しているジェネリックの試験を実施しております。実際に滋賀県でもここ5年間の間に溶出試験という項目で、検査の結果、適合しないという事で回収という事例もございます。今全国的にジェネリック医薬品については、品質確保事業ということで、行政が毎年品目はある程度指定し、試験検査を実施しているところです。副作用報告制度は、報告しやすいように国も改善しておりネットの検索サイトでPMDAと入力すると医薬品医療機器総合機構のホームページで安全対策のところにつながるといいますので参考にさせていただければと思います。

議長：

他はよろしいでしょうか。

委員：

2点質問ですが、後発医薬品の安心使用を促進するための取り組みを進め、と書かれてますけれども、これまでの取り組みというのはむしろ今まで使われている部分をチェックしてそれをまとめているだけというような印象で、積極的にそういうことをやられているというイメージは、現場サイドの者としてはほとんどないんですけれども、先ほどの安全性の担保も含めて、どういうことを考えられているのか、もう少し具体的に教えていただきたいところですね。それとも一つ、抗インフルエンザ薬の備蓄があって、平成18年度購入分というのが平成28年9月使用期限ということで、これはどうされるのか、この2点を教えていただけますか。

事務局：

1点目の後発医薬品の使用促進の取り組みで、具体的な話ということで、3つ取り組みを紹介させていただきたいと思います。滋賀県後発医薬品安心使用促進協議会を平成21年に立ち上げて、そこで今現在滋賀県後発医薬品採用マニュアルというのを持っています。これが22年の4月から運用しており、少し期間はたっているんですが、そういったものであくまでも後発医薬品の使用促進という立場から、このマニュアルを持って啓発に努めているということで、これは現在も進行しているというのが1点です。

もう一つは病院とか薬局の後発医薬品の採用リストといったものをこれまで作ってまいりました。従来よりも病院とか薬局でより活用いただけるようなリスト作りについて、実際に利用してもらえるようなものを作っていこうというのが今年の取り組みです。

最後の安全性ということですが、これは県内に特化したものですが、県内の後発品の製造メーカーには定期的に査察に入って品質検査を実施するというので、品質、有効性、安全性の確保を図っています。昨年に続けて今年はそういった色合いもつけながら進めていきたいという状況です。

委員：

たぶん行政としてはその辺が限度だと思うんですが、結局診療報酬の改定なんかでどんどん進んでいくというところで、結局個別の事情はたくさんあるんで、そんななかで使用は進んでいくという状況がある中で、本当に行政としてこういうことをやっていくというのが、結構なパワーも使ったりお金もかかったりするんですけど、本当に適切かどうかというのは、もちろん国の指導とか安全の担保という意味で必要なのかもしれないんですが、どの程度効果があるのか、現場にいて疑問に思って発言させてもらいました。インフルエンザの備蓄の件はどうですか。

事務局：

インフルエンザの備蓄は平成18年に備蓄したものが平成28年ということで、今有効期限が10年です。28年を迎えたときには、もったいない話ですが、有効期限が切れますので、全部廃棄して新たに更新するという現状です。

委員：

それは本当に正しいんですか。例えば使用期限前のところを医療機関に無償で配って実際の患者さんに使ってもらおうとか、そういった方が税金の正しい使い方というか、そういった施策を考えることも一つ大事な観点ではないかなと思いますけれども。

事務局：

滋賀県だけではなく47都道府県が国の目標、国の設定のメニューをもって対応してきているということで、今までから県議会の質問にもそういうようなことがあり、各都道府県もこういった話は機会あるごとに国に挙げていますが、現時点においては、有効的な利用法、活用法というメニューの提示がないということで、それは問題意識は認識しているということでご了解いただきたいと思います。

議長：

よろしいでしょうか。ではだいたい意見も出たようでございますので、この議題については確認していただいたということにいたします。

次に、その他の議題です。薬事法等の一部を改正する法律の概要について、説明をお願いいたします。

議題 薬事法等の一部を改正する法律の概要について 事務局から資料5について説明

議長：

どうもありがとうございました。今説明のありました資料5の件につきまして、何かご意見ご質問ありましたらよろしく申し上げます。

委員：

(意見なし)

議長：

よろしいでしょうか。

それでは特にご意見ないようですので、このことについてはご確認いただいたということにいたします。

以上で本日予定しておりました議題については全て終了いたしました。全体を通じまして何かご意見ご質問等ございましたらよろしく申し上げます。

委員：

(意見なし)

議長：

よろしいでしょうか。

では各委員の皆様、活発なご発言ありがとうございました。県当局におかれましては、今日委員の方から出されました意見、要望などを十分に踏まえていただいて、今後の薬務行政に反映させるようにこちらからも要望しておきます。

以上をもちまして、本日の議題は全部終了いたしました。長い時間にわたりまして、議事運営にご協力いただきましてどうもありがとうございました。